

2020年5月15日

各 位

39 県における緊急事態宣言解除後の勤務体制のお知らせ

興和江守株式会社は、39 県で緊急事態宣言が解除されたことを受け、今後は下記の通り、地域の状況に合わせた勤務体制といたします。

記

1. 期間について

2020年5月18日（月）～

2. 福井本社、名古屋支店、金沢支店、富山支店、敦賀支店、山陰出張所の勤務体制について原則として、通常勤務といたします。

3. 東京支店、大阪支店、シンガポール支店の勤務体制について

原則として、在宅勤務を継続いたします。

事業継続の観点から、出社が必要な従業員は、所属長の判断で出社を認めます。

通常勤務再開の際は、改めてお知らせいたします。

なお、原則として海外出張及び国内出張は禁止しております。

以上

引き続き、従業員の健康管理を徹底し、感染拡大抑止に努めてまいります。

お取引先様や関係者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。